

群馬県災害廃棄物処理計画概要

1 計画の目的

群馬県災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・県・市町村・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図ろうとするものである。

2 計画の位置付け

(1) 廃棄物処理法等に基づく国の災害廃棄物処理対策への対応

ア 東日本大震災等、近年における災害の教訓・知見を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平成27年7月に廃棄物処理法が改正され、都道府県廃棄物処理計画中に、次の事項を定めることとされた（同法第5条の5第2項第5号）。

(ア) 非常災害時における廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的事項

(イ) 非常災害時における一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

(ウ) 非常災害時における産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

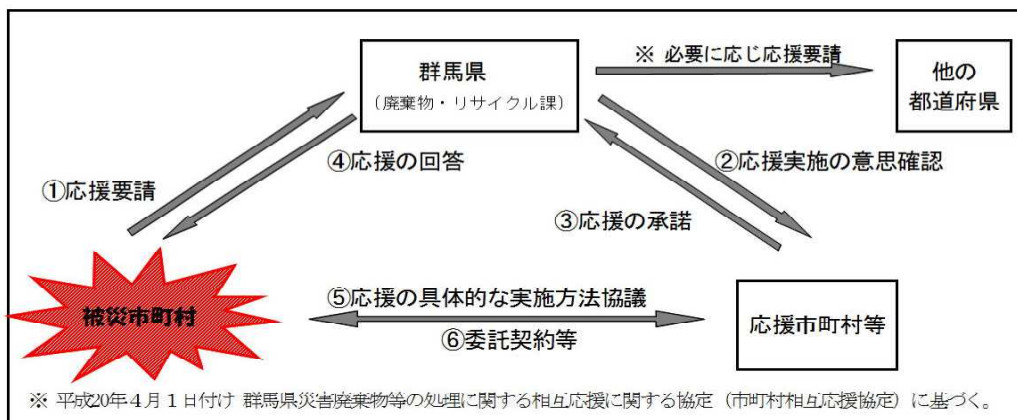
イ 本計画は、県の廃棄物処理計画である「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」（平成28年3月策定）に基づき、非常災害時における廃棄物の適正処理及び再生利用の基本方針並びに広域的な災害廃棄物処理の相互支援体制について定め、平時における備えから大規模災害発生時の対応までの切れ目のない対策の実施・強化を図るものである。

(2) 群馬県地域防災計画を踏まえた大規模震災への平時の対応

「群馬県地域防災計画」では、災害廃棄物について被災市町村の要請を受け、県が他の市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うことを定めている。

本計画は、この応援体制を踏まえ、より具体的な行動指針となるよう災害廃棄物の発生量を種類別、市町村別に推計した上で、処理対策、相互支援体制を定める。

また、「群馬県地震防災戦略」（平成25年3月策定）では、関東平野北西縁活断層帯ほか2つの活断層を震源とする最大規模の震災を想定した対策を策定しているが、本計画では、大規模震災により発生する廃棄物の処理対策に加え、水害により発生する廃棄物処理対策も定める。



3 計画の期間

計画の期間は、平成29年度からとし、計画終期は定めない。策定後は、法令改正、新たな知見等を反映させ、より実効性の高い計画となるよう随時見直す。

4 計画の構成

- (1) 第1編では、災害廃棄物処理対策について総則的な事項を定める。
 - ・ 災害廃棄物処理にかかる県の役割
 - ・ 想定される最大規模の災害（震災）により発生する災害廃棄物の推計量
 - ・ 各主体間の情報収集・連絡体制及び協力・支援体制
- (2) 第2編では、災害発生時における災害廃棄物処理の基本対策及び地方自治法に基づき市町村から県が災害廃棄物処理事務の委託等を受けた場合の処理特別対策について定める。
 - ア 基本対策
 - ・ 災害廃棄物の発生量の推計手法
 - ・ 災害廃棄物の処理の原則と処理フロー
 - ・ 仮置場の設置・管理・運営指針
 - ・ 生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理対策及び環境・衛生対策指針
 - ・ 廃棄物処理施設の強靱化対策指針
 - イ 特別対策
 - ・ 市町村から県への災害廃棄物処理事務の委託等
 - ・ 事務の委託等に伴い県が策定する災害廃棄物処理実行計画の策定要領
- (3) 資料編では、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の参考事項や災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために参考となる技術的事項、マニュアル等を定める。

5 計画の主要事項

- (1) 想定される最大規模の震災による災害廃棄物の発生量の推計

「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月）により想定された最大規模の震災における建物の倒壊件数等の推計を基に、廃棄物の種類別、市町村別の発生量を推計する。
- (2) 災害発生時に簡易・迅速に廃棄物の種類毎の発生量を推計する方法

災害廃棄物処理対策に速やかに着手できるよう、実際に災害が発生した際、簡易・迅速に災害の種類毎（震災、水害）に廃棄物の種類毎の発生量を推計できる手法を定める。
- (3) 災害廃棄物の発生状況に応じた仮置場の選定基準等

仮置場候補地の選定基準、必要面積の算定方法など、設置・管理・運営の必要事項を定める。
- (4) 被災市町村への災害廃棄物処理の特別対策及び廃棄物処理施設の強靱化対策指針

上記(1)及び(2)に基づき、災害廃棄物処理の広域的な相互支援のあり方及び廃棄物処理施設の強靱化対策の指針を定める。
- (5) その他
 - ・ 災害廃棄物の減量対策として、建物の耐震化や家財道具の転倒防止などを県民に普及啓発する。
 - ・ 市町村における災害廃棄物処理計画の速やかな策定を支援するため、策定マニュアル及び参考モデル案を示す。

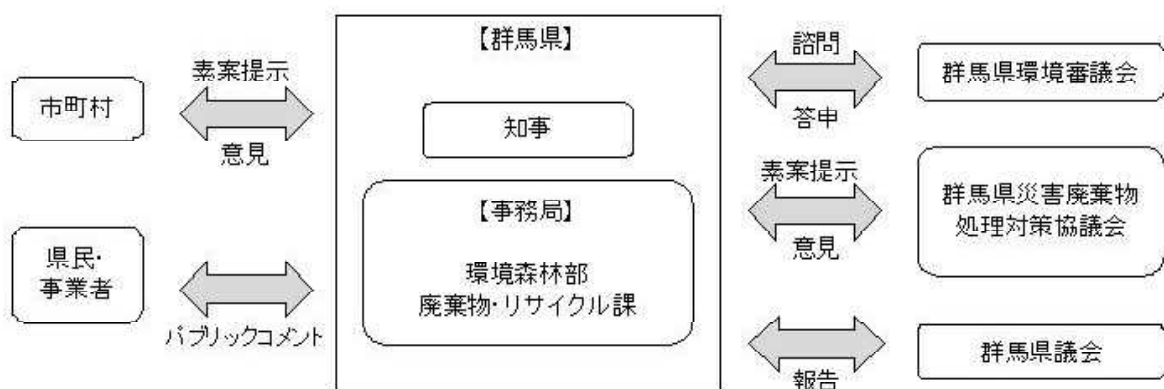
6 大規模災害に伴う災害廃棄物発生量の推計

予測される地震	主な被災地域	推計発生量	地震規模 (マグニチュード/震度)
首都直下地震	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡	11,000万t	M7.5/7
南海トラフ巨大地震	東海・近畿・中国四国・九州各地方	32,000万t	M9.1/7
関東平野北西縁断層帯地震	高崎、藤岡、安中、伊勢崎、太田、富岡、甘楽、玉村、大泉、館林	1,318万t	M8.1/7
太田断層地震	太田、伊勢崎、桐生、大泉、みどり	515万t	M7.1/7
片品川左岸断層地震	片品、沼田、桐生	5万t	M7.0/7

【参考】過去の災害における災害廃棄物の発生量

災害	発生量	災害の規模等
阪神・淡路大震災（平成7年1月）	1,500万t	M7.3/震度7
東日本大震災（平成24年3月）	3,100万t (うち津波堆積物:1,100万t)	M9.0/7
熊本地震（平成28年4月）	190万t	M6.5/7
関東・東北豪雨（平成27年9月）	5.3万t (常総市実績分)	全壊:53(件)、大規模半壊:1,578 半壊:3,485、床上浸水:148

7 策定体制



8 これまでの経過及び今後のスケジュール

平成27年10月	・市町村を対象とした災害廃棄物処理対策研修会の実施
平成28年9月	・環境審議会（諮問） ・第1回群馬県災害廃棄物処理対策協議会（協議会）で本計画の原案を検討
11月	・県議会 本計画の概要を説明（議決対象外） ・第2回協議会で本計画の原案検討 ・環境審議会
12月	・パブリックコメントの実施（H28.12.27～H29.1.26）
平成29年1月	・廃棄物処理法に基づく市町村への意見照会
2月	・環境審議会（H29.2.21答申）
3月	・県議会（H29.3.13報告） ・計画策定・公表

【参考】熊本地震（平成28年4月）で発生した災害廃棄物の仮置場（熊本市）の状況

手前が災害廃棄物（不燃性混合廃棄物）、奥に生活ごみ（可燃）の山が続いている。同様の光景が背後にも続いている。



H28. 5. 20撮影